

総合評価方式活用ガイドラインの主な改定について

(1) 評価項目における中間点の設定について

評価項目等	主な改正理由	掲載箇所
オ（ア）総合評価の不履行	技術者不足等に配慮するため中間点を設定するもの	P 2 2
サ（ウ）手持ち工事量	より適正に評価するため中間点を設定するもの	P 3 6

(2) 評価項目における配点等の改定について

評価項目等	主な改正理由	掲載箇所
ア（ア）工事成績評定	工事成績評定の高い業者をより評価するため、「実績重視型の配点」を高くするもの	P 1 5
イ（イ）災害防止活動等の実績	「建築工事」は災害活動の実績が少ないことから「土木工事」においてのみ必須評価項目とするもの	P 1 3 (P16)
サ（ウ）手持ち工事量	受注機会の確保を図るため（受注が少ない業者に配慮するため）「簡易型-パッケージ型-標準型」において必須評価項目とするとともに、「実績重視型の配点」を高くするもの	P 1 3 (P 3 6)

(3) その他

評価項目等	主な改正理由	掲載箇所
コ（イ）若手技術者の配置	技術者不足等に配慮するため「3名まで候補者」を挙げることを可能とするもの	P 3 1～ P 3 2